

50 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【6,540(6,233)百万円】
(25年度補正予算 1,500百万円)

対策のポイント

- 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。
- 重点対策として、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進します。

<背景/課題>

- ・農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、地域間の交流を推進することが必要です。
- ・地域コミュニティ・集落を再生し、美しく活力ある農山漁村の構築を図るため、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流を推進することが必要です。
- ・特に、中山間地域等では、地域の6次産業化への新たな取組の活動基盤の強化が不可欠であることから、廃校等の一層の活用と既存施設の再編等を組合せ、暮らしやすく使い勝手のよい多機能な集落拠点づくりを支援する必要があります。

政策目標

全国250市町村において、定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出（平成24～28年度）

<事業メニュー>

1. 生産基盤及び施設の整備：定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備等を支援します。
2. 定住環境の整備：定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援します。
3. 地域間交流等の促進：地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援します。

補助率：定額（定額、1/2等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

【各省連携プロジェクト】

○子ども農山漁村交流プロジェクト

小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、受入側の宿泊体験施設・教育農園等の充実・整備

（総務省：送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
文部科学省：送り手側（学校）への宿泊体験活動支援等）

○「農」と福祉の連携プロジェクト

高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向けて、高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備

（厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援）

○空き家・廃校活用交流プロジェクト

農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として住みよい環境づくりを推進するため、廃校等の地域資源の活用と散在する既存施設の再編等を組み合わせた多機能な集落拠点強化施設等の整備

（総務省：過疎地域の活性化への取組支援
文部科学省：廃校に係る情報提供等
国土交通省：集落地域の「小さな拠点」形成のためのプランづくり
既存公共施設を活用したワンストップサービス施設の整備
厚生労働省：廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備）

(関連対策)

- ・美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について調査を実施

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官 (03-3501-0814)]